

瀬戸内市監査委員公表第5号

令和3年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和3年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年8月29日

瀬戸内市監査委員 小 野 和 倫

瀬戸内市監査委員 廣 田 均

指導事項	
<p>庁舎の保全を図るため、鍵の本数、保有者、保管場所等を記載し、適時確実に把握できる台帳を整備することや、鍵の保有目的や合鍵に関する取り決めを、マニュアル等書面に明記することなど検討し適正な管理ができるよう改善する必要があると認められる。</p>	
所管部署	措置の内容
教育委員会総務学務課	鍵の管理台帳を作成しました。
教育委員会図書館	瀬戸内市立図書館鍵台帳を作成済。

所管部署	総務部総務課
指摘事項	措置の内容
<p>継続して同一の者と契約するという点では、2号随意契約と、6号随意契約は類似しているが、6号随意契約では、履行期間の短縮、経費の節減等有利と認められる必要があるにもかかわらず、市は、有利と認められる理由が判断できる資料がないまま継続して契約しており、随意契約の理由が正しく判断できる資料がないまま継続して契約していたことは、是正する必要があると認められる。</p> <p>なお、契約事務の公平性及び透明性を保持するためにも、6号随意契約で、継続して契約を実施する場合は、継続できる期間等を定めた基準やマニュアル等を作成する必要があると認められる。</p>	<p>対象となった契約である例規執務サポートシステム使用許諾及び業務について、同内容の業務を受託可能な事業者からの見積を徴し、比較検討を行いました。また、実際に事業者を変更した場合はデータ移行を行う必要があることを確認し、6号随意契約の妥当性を確認したところです。</p> <p>なお、令和5年度以降についてはシステム構築業者以外と同システムの利用契約を締結することができないため、2号随意契約として契約を締結しています。</p>

所管部署	市民部長船支所
指摘事項	措置の内容
行政財産の目的外使用許可における使用料を定めるにあたり、地方自治法に基づき使用料条例を定めているにもかかわらず、使用料条例以外の法令等の規定を用いたり、協定や申し合わせを根拠として使用料を定めたりしていることや、適正な価格の基準が定まっていないことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。	庁舎再編に伴い、令和5年3月末で契約を終了した。

所管部署	議会事務局
指摘事項	措置の内容
市が寄附を受けた美術品等が適切に記録、管理されていないことは、適正を欠いており、寄附を受けた際の評価価格を判定し備品台帳を整備する取得手続を定めたマニュアル等を作成するなど、是正する必要があると認められる。	寄附を受けた美術品等については、インターネット検索により、同様の物品の価格を調査し、評価価格を判定し、備品台帳を整備した。 また、マニュアル作成については、全庁的に取り組む必要のある課題であると思われることから、財産管理部署とも協議をしていきたい。